

令和8年6月3日提出

6月定例会提出議案

えびの市

議案目次

番 号	件 名
報告第 3 号	専決処分したえびの市税条例の一部を改正する条例の承認について
報告第 4 号	専決処分したえびの市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認について
報告第 5 号	令和 7 年度えびの市一般会計継続費繰越計算書について
報告第 6 号	令和 7 年度えびの市一般会計繰越明許費繰越計算書について
議案第 3 3 号	固定資産評価員の選任について
議案第 3 4 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第 3 5 号	えびの市税条例等の一部改正について
議案第 3 6 号	令和 8 年度えびの市一般会計予算の補正（第 1 号）について
議案第 3 7 号	令和 8 年度えびの市国民健康保険特別会計予算の補正（第 1 号）について
議案第 3 8 号	令和 8 年度えびの市介護保険特別会計予算の補正（第 1 号）について

報告第3号

専決処分したえびの市税条例の一部を改正する条例の承認について

えびの市税条例（昭和42年えびの町条例第18号）の一部改正について、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和8年 6月 3日 提出

えびの市長 中山 義彦

令和8年 月 日

えびの市議会議長 吉留 優二

専 決 処 分 書

地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和８年政令第８３号）、地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和８年総務省令第４４号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和８年総務省令第４５～４７号）の規定による要件を備えるためのえびの市税条例（昭和４２年えびの町条例第１８号）の一部改正については、令和８年３月３１日に公布され、いずれも原則としてえびの市税条例に関する改正規定については、令和８年４月１日に施行されるため、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和８年 ３月３１日 専決

えびの市長 中山 義彦

えびの市税条例の一部を改正する条例

〔令和 8 年 3 月 3 1 日〕
〔えびの市条例第 1 4 号〕

えびの市税条例（昭和 4 2 年えびの町条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 3 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 1 9 条中「、第 8 1 条の 6 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 8 1 条の 6 第 1 項の申告書、」を削る。

第 3 3 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「「特定配当等」という。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 8 0 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 8 0 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 8 1 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第 8 1 条第 2 項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 8 1 条の 3 から第 8 1 条の 8 までを削る。

第 8 2 条（見出しを含む。）、第 8 3 条（見出しを含む。）及び第 8 5 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 8 7 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項から第 3 項までの規定中「施行規則第 3 3 号の 4 の 2 様式」を「施行規則第 3 3 号の 4 様式」に改める。

第 8 8 条の見出し、第 8 9 条（見出しを含む。）並びに第 9 0 条の見出し並びに同条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 9 1 条第 2 項中「第 8 0 条第 3 項ただし書」を「第 8 0 条第 2 項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 7 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第 7 条の 3 の前の見出し及び同条を削る。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「居住年が平成 1 1 年から平成 1 8 年まで又は」を「同法第 4 1 条第 1 項に規定する居住年が」に、「において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 第 5 項」に改め、同条第 2 項中「附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「附則第 7 条の 3 第 1 項」に改め、同条を附則第 7 条の 3 とし、同条に

見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付する。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第25条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条中第26項を第23項とし、第27項を第24項とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の

公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3） 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに附則第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（えびの市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 えびの市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

報告第4号

専決処分したえびの市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認について

えびの市国民健康保険税条例（昭和42年えびの町条例第19号）の一部改正について、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和8年 6月 3日 提出

えびの市長 中山 義彦

令和8年 月 日

えびの市議会議長 吉留 優二

専 決 処 分 書

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和８年政令第８３号）の規定による要件を備えるためのえびの市国民健康保険税条例（昭和４２年えびの町条例第１９号）の一部改正については、同政令が令和８年３月３１日の公布、同年４月１日から施行されるため、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和８年 ３月３１日 専決

えびの市長 中山 義彦

えびの市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

〔令和8年3月31日〕
〔えびの市条例第15号〕

えびの市国民健康保険税条例（昭和42年えびの町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、当該加算した額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第21条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、「キからケまでに掲げる額を減額して得た額」の次に「（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第2号中「305,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項中「、被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額」に改め、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同条第4項中「第1項、第2項又は前項」を「前3項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後のえびの市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第5号

令和7年度えびの市一般会計継続費繰越計算書について

令和7年度えびの市一般会計予算の継続費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により報告する。

令和8年 6月 3日 提出

えびの市長 中山 義彦

令和8年 月 日

えびの市議会議長 吉留 優二

令和7年度 えびの市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費額の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
4	2	美化センター改修事業	円 3,480,100,000	円 7,700,000	円 0	円 7,700,000	円 7,590,000	円 110,000	円 110,000	円 110,000	円 0	円 0	円 0

令和8年 6月 3日 提出

えびの市長 中山 義彦

報告第6号

令和7年度えびの市一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和7年度えびの市一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和8年 6月 3日 提出

えびの市長 中山 義彦

令和8年 月 日

えびの市議会議長 吉留 優二

令和7年度 えびの市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入 特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	物価高騰対応支援給付事業	円 354,833,000	円 21,397,157	円	円	円	円	円 21,397,157	
2 総務費	3 戸籍住民 基本台帳費	戸籍住民基本台帳事業	3,496,000	3,496,000		3,495,000			1,000	
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当事業	45,611,000	3,763,391		3,763,391			0	
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当上乗せ支給事業	34,184,000	34,184,000			34,184,000		0	
3 民生費	3 生活保護費	生活保護費追加給付事業	19,939,000	19,609,000		14,804,000			4,805,000	
6 農林水産業費	1 農業費	畜産競争力強化整備事業補助金	339,974,000	339,974,000			339,974,000		0	
6 農林水産業費	1 農業費	地籍調査事業（社会資本整備総合交付金分）	111,808,000	111,808,000			83,781,000		28,027,000	
7 商工費	1 商工費	えびの京町温泉マラソン大会実行委員会補助金	10,430,000	9,287,318					9,287,318	
10 教育費	2 小学校費	小学校施設維持補修事業	36,813,000	36,813,000		10,455,000		26,300,000	58,000	
合 計			957,088,000	580,331,866	0	32,517,391	457,939,000	26,300,000	0	63,575,475

令和8年 6月 3日 提出

えびの市長 中山 義彦

議案第 3 4 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
を別紙のとおり制定する。

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）の施行に伴い、
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）からの引用条項にずれが生じることか
ら、関係条例の改正が必要になるため、地方自治法の一部を改正する法律の施
行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するものである。

令和 8 年 6 月 3 日 提出

えびの市長 中山 義彦

令和 8 年 月 日

えびの市議会議長 吉留 優二

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

(えびの市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 えびの市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年えびの町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(えびの市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 えびの市病院事業の設置等に関する条例（昭和43年えびの町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(えびの市監査委員条例の一部改正)

第3条 えびの市監査委員条例（昭和47年えびの市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案第 35 号

えびの市税条例等の一部改正について

えびの市税条例（昭和 42 年えびの町条例第 18 号）及びえびの市税条例の一部を改正する条例（令和 8 年えびの市条例第 14 号）の一部を別紙のとおり改正する。

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）等が公布されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため、えびの市税条例及びえびの市税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものである。

令和 8 年 6 月 3 日 提出

えびの市長 中山 義彦

令和 8 年 月 日

えびの市議会議長 吉留 優二

えびの市税条例等の一部を改正する条例

(えびの市税条例の一部改正)

第1条 えびの市税条例（昭和42年えびの町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）」を「除く。次条第1項第2号において同じ。」（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）」に改め、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親

族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第

56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(えびの市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 えびの市税条例の一部を改正する条例（令和8年えびの市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「新条例」を「この条例による改正後のえびの市税条例（次条第1項において「新条例」という。）」に改め、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

附則第4条中「平成26年条例第15号」を「平成26年えびの市条例第15号」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例中第1条の規定は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第63条の改正規定及び附則第4条の規定 令和9年4月1日

（2） 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定

（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）並びに附則第9条の2及び附則第17条の2の改正規定並びに附則第3条第4項の規定 令和10年1月1日

（3） 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに附則第3条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

第2条 この条例中第2条の規定は、公布の日から施行し、同条による改正後のえびの市税条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 この条例による改正後のえびの市税条例（以下「新条例」という。）

第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前のえびの市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に

規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後のえびの市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「3号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第36号

令和8年度えびの市一般会計予算の補正（第1号）について

令和8年度えびの市一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定める。

令和8年 6月 3日 提出

えびの市長 中山 義彦

令和8年 月 日

えびの市議会議長 吉留 優二

議案第 37 号

令和 8 年度えびの市国民健康保険特別会計予算の補正（第 1 号）について

令和 8 年度えびの市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定める。

令和 8 年 6 月 3 日 提出

えびの市長 中山 義彦

令和 8 年 月 日

えびの市議会議長 吉留 優二

議案第 38 号

令和 8 年度えびの市介護保険特別会計予算の補正（第 1 号）について

令和 8 年度えびの市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定める。

令和 8 年 6 月 3 日 提出

えびの市長 中山 義彦

令和 8 年 月 日

えびの市議会議長 吉 留 優 二